

インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて

平成13年8月28日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化及び適正化を図るとともに、行政改革大綱(平成12年12月1日閣議決定)等に基づく公益法人改革の推進に資するため、各府省(国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。)は、インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて、早急に下記の措置を講ずる。

記

1. すべての国所管公益法人に係る措置

- (1) 各府省は、所管公益法人に対し、可能な限り平成13年中を目途に最新の業務及び財務等に関する資料(「公益法人の設立許可及び指導監督基準」(平成8年9月20日閣議決定)7(1)の?から?までに掲げる資料をいう。以下同じ。)をインターネットにより公開するよう、速やかに要請を行う。
- (2) 各府省は、平成13年10月末までに、次に掲げる事項を記載した所管公益法人の一覧表を各府省のホームページに掲載する。
 - ? 名称
 - ? 所管する部局(担当局担当課等)の名称
 - ? 公益法人の主たる事務所の所在地及び電話番号
 - ? 設立年月日
 - ? 代表者の職名及び氏名
 - ? 主な目的及び事業また、所管公益法人がホームページを開設している場合には、一覧表からの簡便なアクセスを可能とする措置を講ずる。

2. 国から委託等、推薦等を受けている公益法人等に係る措置

- 各府省は、平成13年10月末までに、所管公益法人のうち、国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人又は補助金・委託費等の交付を受けている公益法人について、次に掲げる事項を各府省のホームページに掲載する。
- ? 最新の業務及び財務等に関する資料
 - ? 事務・事業の委託等、推薦等を受けている公益法人については、委託等、推薦等に係る事務・事業の内容及び根拠法令名
 - ? 補助金・委託費等の交付を受けている公益法人については、補助金・委託費等の名称及び金額

3. フォローアップ及びデータベースの構築

- (1) 総務省は、1及び2によるディスクロージャーの状況を取りまとめ、公表する。

(2) 総務省は、すべての公益法人を対象としたデータベースの構築に着手する。

4. 都道府県への要請

国は、都道府県に対し、本申合せと同様の措置を講ずるよう要請する。